

第20回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年 3月11日(月) 午後2時00分から3時30分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	17	服部 嘉子
委員	8	森地 隆照			

5. 欠席委員 0名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席 4番 西田 くみ子 委員

議席 6番 葛原 準子 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第96号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第97号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第98号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第99号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

○報告案件2 農業経営改善計画認定申請に係る審査結果報告について

○報告案件3 青年等就農計画認定申請に係る審査結果報告について

6) 報告事項

○会長報告事項

○副会長報告事項

○広報編集委員会報告事項

○女性農業委員報告事項

○人・農地プラン策定検討委員会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者 4名

事務局長 西出 幸司

局長補佐 松井 章

局長補佐(農地係長) 宿谷 辰夫

農政係長 石山 善栄

10. 会議の概要

- 事務局長 只今より、第20回甲賀市農業委員会総会を開会いたします。
携帯電話については、電源をお切りいただくかマナーモードをお願いします。
まず初めに、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いします。
- 全 員 **【市民憲章唱和】**
- 事務局長 それでは、開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長 **【年度中の活動へのお礼】**
【農地利用の最適化の推進について、地域の合意形成が必要】
【委員皆様の力添えなしでは、農地利用の最適化は進まないの、更なるご尽力を】
【農業委員会だよりの発行について】
- 事務局長 北田会長、ありがとうございました。
それでは、これより議事となりますので、総会会議規則 第7条第1項の規定により、
会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは、私の方で議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則 第6条の規定による本日の欠席委員は0名で、議席12番 伴慎也委員
より遅参の届出があります。
よって、本総会の只今の出席委員は18名で、法定定足数である過半数に達しております
ので開会を宣言します。
- 続きまして、総会会議規則 第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名
させていただきます。
議席順に、議席4番 西田くみ子委員と、議席6番 葛原準子委員を指名いたします。
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 最初に、議案第96号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を
議題といたします。
まず、3条調書 整理番号26番について審議いたします。
なお、議席7番 吉田委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条
第1項の議事参与の制限規定により、当案件の審議の間、退席を求めます。
- 【吉田委員 退席】**
- それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 譲渡人と譲受人は親子であり、専業農家である譲受人に経営主体を移行するため、
贈与による所有権移転申請を行われました。
譲受人は現在、土山町内で茶を栽培されており、申請地でも同様に茶を栽培されます。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。
整理番号26番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 譲受人は認定農業者で、お茶の生産から加工まで従事しておられます。
譲渡人と譲受人は親子で、今後全ての経営を譲渡人に任せていきたいとのことです。
誠に喜ばしいことだと考え、他の模範となることに期待しております。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号19番 松下推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 譲受人は茶の栽培を熱心に行っておられ、譲渡人はお茶の経営からは離れておられます。
また、これからも徐々に譲渡していきたい意向があると聞いております。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号26番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号26番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

それでは、吉田委員の入室、着席を求めます。

【吉田委員 入室・着席】

議長 続きまして、整理番号27番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地はこれまで別の方が耕作されていましたが、耕作を行えなくなりました。
その方が社員として所属されている合同会社が譲受人として引き続き耕作されるため、
贈与による所有権移転申請を行われました。
なお、当初の賃貸借契約は平成30年12月20日に解約されております。
譲受人は現在、甲賀町内で季節野菜を栽培されており、申請地でも野菜を栽培されます。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。
整理番号27番につきましては、議席4番 西田委員から説明をお願いいたします。

- 担当農委 譲渡人は県外在住で草刈りもできず、地域の方も困っておられる状況でした。
申請地は水利が悪くなおかつ湿地ですが、譲受人は非常にきれいに耕作しておられます。
1月21日に推進委員と共に現地確認しました。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号27番 大原推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 譲受人は主に有機野菜を栽培しておられます。
地元としては、作り手がない農地を作っていたので助かっております。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号27番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号27番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、整理番号28番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 譲渡人は県外にお住まいで耕作が困難であることから、親戚である譲受人に相談され、
所有権の移転について合意されたため、贈与による所有権移転申請を行われました。
譲受人は現在、信楽町内で水稲と野菜を耕作されており、申請地では水稲を耕作されます。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号28番につきましては、議席9番 高井委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 譲渡人は県外在住で、これまで申請地は譲受人が耕作してこられました。
3筆のうち1筆は高台で水利が悪いですが、3筆とも水稲を栽培されます。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号40番 木下推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 譲渡人の父と譲受人は兄弟で、譲渡人の父が亡くなった後は譲受人が耕作されています。
譲渡人は県外在住で、こちらに戻って来る予定はないとのこと。
また、譲受人は高齢ですが、息子が引き継いで耕作されるとのことです。

- 議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号28番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号28番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議長 続きまして、議案第97号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
整理番号27番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
申請者は、長年に渡り父親が亡くなった後の実家の土地・建物を管理されてきました。今般、駐車場や庭、進入路など住宅敷地と考えていた場所が農地であることが分かり、農地転用申請を行われるものです。
雨水排水は自然浸透による処理が可能で、周辺農地への影響もないものと考えられます。
- 議長 ありがとうございます。
整理番号27番につきましては、議席4番 西田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 今後の利用について、申請者から推進委員に相談がありました。
推進委員と共に現地を確認し、利用状況に合わせて申請されるように依頼しました。
- 議長 続いて、区域番号27番 大原推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 特に補足説明はございません。
- 議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号27番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号27番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、議案第98号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、整理番号65番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人は譲渡人の孫で、現在は市外の賃貸アパートにお住まいですが、祖父が加齢と共に現在の家屋では生活しにくくなり、バリアフリーの設備が必要となってきたため、今後は祖父と同居しながら農業を営むとして、農家住宅を建築されるものです。
譲受人はこれまでから農業に従事されてきたため、農業者資格があると判断しました。計画によると、2階建ての農家住宅を建築され、前面には駐車スペースを設けられます。雨水排水は道路側溝へと排出し、汚水は公共下水道へと接続されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号65番につきましては、議席8番 森地委員から説明をお願いいたします。

担当農委 申請地では、16年前に譲受人の父を譲受人として転用許可を受けておられます。その後16年経っていますので、今回、譲受人が改めて転用申請されました。2月11日に推進委員と共に現地確認し、許可相当だと判断しました。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号9番 東推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 特に補足説明はございません。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号65番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号65番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号66番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人は、境内墓地の整理に伴い墓石の移転先が必要になり、また、寺院行事の場所を確保するため、寺院裏側に接している申請地を適地と判断し、売買されるものです。
計画によると、墓石16基を設置し、初盆精霊送り場、花蓮鑑賞散策路を整備されます。
雨水排水は敷地内の自然浸透排水により処理され、隣地境界は生垣で囲われることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます

議 長 ありがとうございます。
整理番号66番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委 1月30日に推進委員ならびに譲受人と現地確認を行いました。
墓地の拡大ということで、隣接土地の所有者との調整もしておられます。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号35番 三雲推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 特に周辺に及ぼす影響もないと判断しております。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号66番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号66番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号67番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人は保育園を経営されており、長年駐車場不足と事故対策で悩んでこられました。
今般、所有者と折り合いが付き、従業員と送迎者用に約50台の駐車場を設けられます。
道路を経由せずに園児を送迎できる場所であるため、適地であると判断されました。

市道の高さまで造成されますが、周囲には境界ブロックやメッシュフェンスを設置し、敷地内排水は外へ流出しないよう1箇所に集め既設排水路へと放流されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号67番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委 1月29日に譲受人と現地を確認しました。
周囲に影響を受けるほ場もありませんので、許可相当だと思います。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号36番 田中推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 幼稚園児が約200名、保育園児が約60名おられ、その送迎用の駐車場となります。
子供達の安全の面からも、是非とも許可をいただきたいと考えております。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号67番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号67番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号68番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満の区域内の農地転用が可能な第2種農地です。
譲受人は譲渡人の子の配偶者であり、家族共々酪農に携わっておられます。
現在娘夫婦は仮住まいであり、酪農経営のためには安定した住居が必要であるとして、今般、牧場の入口付近にある申請地を適地と定め、一戸建て住宅を建築されます。
敷地内雨水は市道側溝へ放流され、汚水は浄化槽へと接続されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号68番につきましては、議席13番 寺田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 譲受人は譲渡人の次女の夫で、昨年夫婦揃って県外から帰省されました。
現在は牧場経営の手伝いをされていますが、将来は譲受人が経営されるそうです。

放牧地は緩やかな斜面になっており、周辺農地への被害はないと考えます。
2月11日に、推進委員と共に現地確認を行いました。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号42番 山本推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 特に補足説明はございません。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号68番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号68番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、議案第99号「農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は47件です。
借手、貸手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、
利用権設定等の明細のとおりです。
設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数44名、
借り手は実人数11名、面積は171,045㎡です。
次に、所有権移転の合計の売り手は2名、買い手は1名で、面積は1,929㎡です。
また、借り手・買い手の経営状況につきましては、26ページの一覧のとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、
お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、議案第99号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第99号については原案のとおり可決し、本日付けをもって市へ決定する旨の通知をします。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
最初に、報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 今月の農地法4条の届出は2件で、届出者の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等は調書のとおりです。
内容は、一般住宅が1件、進入路が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出は10件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等は調書のとおりです。
内容は、分譲宅地が6件、駐車場が2件、ドラッグストアが1件、進入路が1件です。

議 長 続きまして、報告案件2「農業経営改善計画認定申請に係る審査結果報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 農業経営改善計画認定について、市農業振興課へ1件の申請がありました。
今回の申請は新規案件で、申請内容の詳細については調書のとおりです。
農業委員会からは2月7日付けで、会長名により適当とする審査結果を回答し、同日付けで認定農業者として認定されました。
なお、これにより市内の認定農業者は、185経営体となっております。

議 長 続きまして、報告案件3「青年等就農計画認定申請に係る審査結果報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 青年等就農計画認定について、市農業振興課へ2件の申請がありました。
農業委員会からは2月14日付けで、会長名により計画内容が適当であるとする意見を回答し、同日付けで認定されました。
なお、申請者2名は、青年就農給付金の受給を申請される予定となっております。

議 長 ありがとうございました。
報告案件は以上であります。特にご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。
なお、推進委員さんにおかれましては、ここでご退席いただいても結構ですが、せっかくの機会ですので、何かご意見がございましたらお伺いいたします。

特にご意見等もないようですので、ここで一旦、休憩を取りたいと思います。

【休憩】

- 議長 それでは会議を再開し、これより報告事項に入ります。
最初に、**報告事項 1 の「会長報告事項」**について、ご報告いたします。
- 会長 **【都市農業委員会連絡協議会 会長会の結果について】**
【農業委員・推進委員 研修会の結果について】
- 議長 続きまして、**報告事項 2 の「副会長報告事項」**について、お願いいたします。
- 副会長 **【委員農地パトロールの結果について】**
【農業関係機関合同農地パトロールの結果について】
- 議長 続きまして、**報告事項 3 の「広報編集委員会報告事項」**について、
山下委員長よりお願いいたします。
- 山下委員 **【第 3 回広報編集委員会の結果について】**
【農業委員会だより 第 2 8 号の発行について】
- 議長 続きまして、**報告事項 4 の「女性農業委員報告事項」**について、
葛原委員よりお願いいたします。
- 葛原委員 **【女性の農業委員会活動推進シンポジウムについて】**
- 議長 続きまして、**報告事項 5 の「人・農地プラン策定検討委員会報告事項」**について、
服部委員よりお願いいたします。
- 服部委員 **【人・農地プラン第 1 回策定検討会の結果について】**
- 議長 続きまして、**報告事項 6 の「事務局報告事項」**について、お願いいたします。
- 事務局 **【前回総会から次回総会までの経過と予定について】**
【農地法第 1 8 条第 6 項報告及び利用権設定満了報告について】
【第 2 1 回総会について】
- 議長 ありがとうございます。報告事項は以上です。
ここで、皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、
お伺いいたします。
- 議長 特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。
ご審議いただき、ありがとうございます。
- 事務局長 それでは、第 2 0 回甲賀市農業委員会総会の閉会にあたりまして、
田畑副会長より閉会のご挨拶を申し上げます。
- 副会長 **【閉会挨拶】**